

社会福祉法人 療育・自立センター

平成30年度

療育センター（あかつき園・ひばり園・第2ひばり園、あかつき・ひばり療育相談室、あかつき・ひばり歯科診療所）事業計画

はじめに

平成30年度は、社会福祉法人療育・自立センターが寝屋川市から「寝屋川市立あかつき・ひばり園」の指定管理者を受託して、療育センター（寝屋川市立あかつき・ひばり園）として管理・運営をスタートさせて5年目に入ります。第1期5ヵ年計画の移行期間の最終年次となります。

平成31年度から平成35年度までの第Ⅱ期の5ヵ年は、療育センターの職員65名（当初計画）がすべて本法人の職員となり、「完全独立、自立して運営」を行うこととなります。

これまで「あかつき・ひばり園の歴史と療育」を、まずは「知ること、その実践の一つひとつの意味を理解すること」による「引き継ぎ」の実践が基本でした。平成28年度では、「夏祭り」において法人職員だけで企画し、自主的・主体的に運営・実践して、「みんなで楽しむ夏祭り」を具体的に展開し、保護者にも好評で、法人職員は自分たちの実践に対して次第に自立性と主体性を高め、自信がもてるようになり始めました。

4年目の療育体制は、療育における保育支援、リハビリテーション支援の力量向上とあわせて、医療的ケア体制の充実と福祉相談・相談支援・発達相談の強化をはかり、総合的療育水準の向上を図ってきました。

平成30年度の職員配置は、法人職員61名、市派遣職員8名の計69名です。法人職員のうち新規法人職員は、市派遣職員との入れ替えによる保育士・児童指導員3名（2期目を見越した市の配慮により「引き継ぎの前倒し職員」1名を含む）、市派遣看護師退職者補充としての看護師1名、退職者補充としての保育士・児童指導員2名及び言語聴覚士1名となっています。【別紙. 資料1＝職員配置】

1期最終年次は、2期目以降の安定充実した療育センターとして、保護者・家族、関係者の皆様の願いに沿った療育水準の質向上にむけての、内容と条件の整備を寝屋川市と真剣に協議して、半恒常的な当事者・家族、関係者、市民の皆様の期待に応えるべく寝屋川市における療育と療育システムの中核としての役割を果たすよう精一杯対応してまいります。

I. 療育センターの運営方針

社会福祉法人療育・自立センターにおける、療育センター（寝屋川市立あかつき・ひばり園）は、あかつき園・ひばり園・第2ひばり園、あかつき・ひばり療育相談室、あかつき・ひばり歯科診療所の3園2施設機能で構成されています。

療育センターは、就学前障害児とその家族の福祉を増進し、発達を促進するための療育施設として、また、市の療育システム・ネットワークにおいてセンター的役割を有する施設として重要な役割を担っています。その役割を果たすことを基本理念として、関係法令に基づき、障害児の福祉の増進及び日常生活活動並びに社会的自立の基盤づくりを目指して、適切な運営・管理を行います。

また、あかつき・ひばり園に通う園児とその家族が快適に施設を利用できるよう、園児等の基本的人権を尊重し、親切・丁寧な態度で業務を遂行していきます。

さらに、市の指導のもとに、あかつき・ひばり園の事業を継承・発展させ、障害児の発達を保障し、障害の軽減・克服を実現するべく、保護者と協力・共同して事業展開を図ります。

併せて、療育センターは、社会福祉法人療育・自立センターがめざす「全ライフステージを貫く支援体制の構築」の一翼を担い、当事者・家族が安心して地域で暮らせるための拠点づくりに尽力してまいります。

II. 平成 30 年度療育センター重点方針

1. 運営における重点方針

平成 30 年度の基本方針は、I 期 5 ヶ年の移行計画における 5 年目の意義と位置づけから次のことを重点的に取り組んでまいります。

- (1) なによりも療育水準の維持に対する保護者の不安を完全払拭し、子どもの発達保障を促すために、クラス支援職員はじめ法人職員が、力量をまた一步向上させて、総合的療育水準の向上を目指します。そのためには、研修・研鑽に励んで参ります。
- (2) 二つ目は、医療的ケア体制の強化のため、昨年度に引き続き 5 人体制（本来は 4 人配置）を敷きます。指定管理Ⅱ期目（平成 31 年度以降）の療育水準向上のために、本療育センターが「医療的行為をどこまで拡大できるか」を検討し、Ⅱ期目以降の実践にむけて準備してまいります。
- (3) 相談支援員、福祉相談員の任務は、本センターの内外の療育活動に責任をもつ中心的役割を担ってもらう重要な役どころであります。29 年度において、福祉相談の補充、育成や相談支援員の増強をはかってまいりました。児童福祉法改正（平成 24 年）の趣旨に沿い、18 歳までの「療育相談支援事業」の実施のための「基礎整備」に入っております。当面、小学校 6 年までを視野にいたした「支援」を試行してまいります。そのために相談支援員の強化を図ってまいります。
- (4) 相談・リハビリテーション部門は、センターの内外でこれからますます需要が増すと予想されます。現行の外来相談・訓練、保育所・幼稚園への発達巡回相談、保育所等訪問支援等へのニーズが急増しています。また、学校教育との連携におけるリハビリテーションの支援については、現状のリハビリテーション 8 名体制で「どこまで対応できるか」引き続き検討し、寝屋川市と協議しながら第Ⅱ期（平成 31 年度）以降に備えてまいります。
- (5) 併行通園の体制づくりの課題への対応であります。幼稚園や保育所に日々通園・通所しながら、週 1 回専門療育を利用されるケースの増加への対応です。3 年間市

職員に依存してきた併行通園の児童及び保護者の支援に対して、29年度は法人職員が中心となり、「核づくり」とともに実践を推し進めてきました。具体的には発達、福祉、保育の法人チームを基本に市職員のバックアップを頂きながら推し進めてきました。30年度は担当者の「兼務から専任化」への見通しをたて、より安定充実した体制づくりに努めてまいります。

なお、直営時代の職員の兼務による併行通園児童の対策はきわめて不十分であり、併行通園の利用希望者の増加への対応と日々通園される児童・保護者への支援をどう両立させるか、人的条件、物的条件について市と協議してまいります。

- (6) 平成30年度の重点方針の実現には、園児と保護者・家族等の基本的人権の尊重と確かな発達保障のための専門性の向上と実践力量の向上は必要不可欠です。そのためには、i) 日々の実践の振り返り ii) 職場内相互研修 iii) 派遣研修 iv) 人権擁護に関する研修をはじめ各種研修を5年目も引き続き計画的にすすめてまいります。【別紙. 資料2＝療育センター研修基本計画】

総じて、第I期5ヵ年移行計画による療育実践の維持のための引き継ぎから「第II期以降における療育水準の向上」への準備の年になります。

2. 管理における重点方針

(1) 療育環境の整備について

子どもの豊かな発達保障と保護者・家族の支援において、豊かな療育環境の整備は密接不可分です。平成30年度は、これまでの人員配置や人材の確保と育成に関する「市との協議」と併せて、療育環境についても改善の協議を行うとともに、法人独自でも療育環境の整備に積極的に取り組みます。

平成30年度の施設整備は以下のとおりです。

- ① あかつき園児（肢体不自由児）のクラス（りすクラス）のトイレの改善を図ります。（市予算化）
- ② 巧技台(療育備品)の順次買換え
- ③ 給食関係備品「フライヤー」の買い替え（市予算化）
- ④ 31年度「新アスレチック」の実現

(2) 職員の健康管理等

- ① 「ノー残業デー」の徹底（月、木）
- ② 職員のストレスチェック等、健康管理体制の強化（法人全体で実施）

(3) 福利・厚生（キャリアアップ支援）

「生きがい、やりがいのある職場づくり」

- ① 「テーマある生活」のすすめ～仕事等における個人目標の設定と到達（評価）
- ② 派遣研修、研究・発表計画づくりと実践ほか（研究履歴書作成）

III. 事業内容

1. あかつき園・ひばり園・第2ひばり園における園児・家族等への支援

施設運営において、様々な専門職種が連携して障害を正しく捉え、その軽減・克

服を図っていくための療育実践を重ねていきます。また、保護者の思いや願いに寄り添い、その時々適切な援助をしていきます。

(1) これまでの療育実践を継承し発展に努めます。

あかつき・ひばり園開設以来積み重ねてきた療育内容を継承し、子ども達の豊かな発達を目指した療育を行っていきます。

本センターの療育支援活動は、①保育・教育、②リハビリ（訓練）、③保健・医療、④観察、⑤相談支援、⑥関係機関連携（コーディネート）の6つの機能でもって総合的な療育を提供していきます。

① 通園児童への療育 定員 120名

- ・あかつき園 40名、ひばり園 40名、第2ひばり園 40名
- ・児童集団 9クラス編成

② 併行通園 2クラス編成（知的クラス1、肢体不自由児クラス1）

- ・概ね1クラス10名前後

③ 法人職員と市派遣職員の任務と配置

- ・組織運営における行事、各係、各部のリーダーは基本的に法人職員が担い、市派遣職員はバックアップする。
- ・療育支援の内容は、市派遣職員等は保護者支援を中心に法人職員をバックアップする。

④ 所内研修等、研修・研鑽にはげむ

(2) 青年・成人期を見通した療育の内容づくりに努めます。

そのために、保育・教育機関やすばる・北斗等との連携を密にして、将来の発達と自立を視野に入れた障害児支援に努めていきます。

① 寝屋川市の療育システムのなかでのセンターの役割と寝屋川市の「障害児保育の現状と課題」を理解し、進路指導に生かす。

② 学校教育との連携を図り、通常教育・支援学級、支援学校の現状と課題を理解して就学支援に生かす。

③ 職員や保護者の成人施設等への見学研修等を実施。

④ 療育内容では「社会的ルール等の学習を意識した社会的経験の拡大」のための取組をおこなう（交流保育、遠足等）

(3) 子どもの障害・症状等を正しくとらえ、適切な療育を行っていきます。

発達診断や専門医による各種診察、各種専門スタッフによるチェック等、子どもの状態を総合的にとらえ、子どもに関わる専門スタッフが連携し、適切な療育を行っていきます。

① 発達診断年3回 ②各種診察会毎月1回、各種専門スタッフ評価等適宜実施

(4) 医療的ケア

これまで行われてきた医療的ケアを継承し、関係医療機関や医師の指導にもとづく適正な手続きの下で実施していきます。

① 重症心身障害児、病虚弱児等への医療的ケア、健康管理他

② 医療機関等との連携（同伴受診、紹介等）

(5) 機能訓練

子どもの正しい運動発達を保障し、諸所の機能改善・機能獲得していくための機能訓練の充実に努めます。

① 理学療法士 (PT5名)、作業療法士 (OT2名)、③言語聴覚士 (ST2名) の計9名配置

② 個人訓練の強化、クラス連携の緊密化

(6) 行事の取組み

子ども達が生活経験や社会的経験を豊かにするとともに、日頃培ってきた力を発揮する機会として、これまで取り組まれてきた行事を今後も実施していきます。

① 宿泊保育、運動会、保育発表会の3大行事

② 遠足 (淀緑の広場)、焼き芋大会、クリスマス会等の中行事

③ 誕生日会等の小行事 など

(7) 保護者との協力・共同

あかつき・ひばり園の療育理念である、保護者との協力・共同の「子育て」、「運営」を継承した園運営を行っていきます。(運営協議会の開催、夏祭り等各行事の取組み、おもちゃライブラリー等保護者会活動の支援)

(8) あかつき・ひばり園 45年の歴史の中で培われてきた卒園児等の保護者の意見を聞き、療育水準の向上に役立てる場として、保護者会会長等役員 OB 会の復活に努めます。

① 保護者会「OB 交流会」

② 事例報告会など

2. 寝屋川市の療育システムにおけるセンター的役割を継承します。

これまでのあかつき・ひばり園のセンター的役割を継承するとともに、すばる・北斗福祉作業所が果たしてきた障害者支援施設のセンター的役割とあわせて、障害をもつ人達の全ライフステージにわたる支援の充実・発展の努力をしていきます。

(1) あかつき・ひばり療育相談室

市内の障害乳幼児とその保護者に対し、発達・訓練・保健・栄養・歯科の各分野での相談・助言・訓練等を行うとともに、保育所・園および公立幼稚園の発達巡回相談を実施します。

(2) 児童発達支援の利用に係る障害児相談支援、障害福祉サービスの計画に係る指定特定相談支援を実施します。

・福祉相談員 (含、相談支援員) の強化を図り、18歳までの一貫した相談支援体制の「基礎整備」に入る。(当面小学6年までを対象に試行)

(3) 児童発達支援センターの地域支援機能である保育所等訪問支援を実施します。

・年々増加傾向にあり、30年度は20ケース程度実施予定。

(4) こども部・子育て支援課、保健所、教育委員会等関係機関とのネットワークにおける連携を五者協議会への参加とともに強化し、センター的役割を果たすよう努めていきます。(毎月1回、各種関係機関連携適宜実施)

3. 開設以来蓄積されてきた実践研究の成果を継承し、障害児療育のさらなる充実・

発展のための研究活動に努めていきます。

- ① 児童の記録の保存、管理
 - ② 療育に関する情報収集
 - ③ 専門性向上のための研修の企画・立案等
 - ④ 事業年報
 - ⑤ 調査・研究
- ・「障害・症状別」発達と保育の実践検証（助言者；木下孝司教授＝神戸大）

4. あかつき・ひばり歯科診療所

寝屋川市歯科医師会との連携・協力のもと、療育活動の一環としての歯科診療の充実と地域歯科医療の発展に努めます。

- (1) 治療を受けられる力を培う（在園児、市内就学前児童）
- (2) 地域歯科診療所（慣れた歯科医師）での治療につなげる（卒退園児全員）
- (3) 障害者歯科学会（研修、発表）

5. 園児、保護者、関係者のニーズに応える事業展開を市と協力して行っていきます。

- (1) 園職員との懇談、要望への回答等話し合いを定期的実施（毎月）
- (2) 市行政との懇談、要望への回答等話し合いを定期的実施（春・秋）

6. 職員の配置等

- (1) 国基準配置を遵守するとともに、療育水準の維持・向上に必要な職員を配置します。また施設運営の土台としての職員の質の向上と人員の確保、組織体制の確立を図ります。職員には、施設の運営に必要な研修等を実施します。併せて、職員のキャリアアップと連動させた研修整備に努めます。

(2) 職員の配置と財源確保

指定管理者Ⅰ期5ヵ年計画（26年度～30年度）における市職員と法人職員の入れ替えに伴い、市の年次的な財源計画にそって運営・管理しているところです。しかし、療育水準の維持と今後の水準向上を実現するためには、Ⅰ期5ヵ年計画における算定の考え方では限界があります。Ⅱ期5ヵ年計画において、療育水準の向上と支援体制の充実発展をはかり、利用者本位のセンターづくりをおこなうためには、次のような適切な財源確保が求められますので、市と協議・調整してまいります。

- ① 人件費の積算単価の改善。
- ② 療育ニーズの多様化、高度化に伴う専門職の配置基準の改正
 - i) 18歳までの支援体制に必要な職員配置（福祉、相談支援、リハビリ）
 - ii) 医療的ケア体制強化に伴う看護師の配置
 - iii) 寝屋川市における障害児保育の拡がりに伴う発達巡回相談、併行通園に対する体制整備に伴う人員確保と育成のための財源確保
 - iv) 保育所等訪問支援体制の整備（職員の配置と人材育成）

7. 施設運営及び管理について

- (1) 利用契約の締結など施設の利用に関する業務を行います。
 - ・重要事項説明等、子育て教室（全職種）等
- (2) 施設・設備・備品・車両等の維持管理保全を行います。
 - ・雨漏り修繕、トイレの改善等
- (3) 利用者の安全等に関する業務を遂行します。
 - ・バスキャッチの有効活用。感染症予防マニュアルの周知徹底他
- (4) 個人情報の保護および必要な文書管理を行います。
 - ・年3回の総括会議において全職員で周知、確認
- (5) 利用者の人権および安全を保障するために、プライバシーの擁護、個人情報の保護、危機管理、虐待防止等について全職員の間で学習を深め、取り組んでいきます。
 - ・市と連携して各種研修参加等
- (6) 非常災害対策および緊急事故発生時の対応を整備し、実行します。
 - ・災害対応マニュアルの周知・徹底、実践。非常食の管理
- (7) 29年度は第2回目の「第三者評価の受審」をおこないません。30年度の早い時期に結果報告があります。その結果に基づき療育内容や環境の質向上につとめます。
- (8) 療育環境整備について
施設・設備の老朽化（築45年）が進む中で指定管理を受託しているため、絶えずその修繕・補修、備品の買換え等を必要としています。園児の生活空間にふさわしい環境整備、改善を年次的、計画的に行うため、適宜、市と協議してまいります。

8. 基本的人権の尊重と苦情受付・苦情解決

基本的人権の尊重を基本として、苦情受付・苦情解決に当たります。
また、苦情解決の適切な対応のために、平成26年に第三者委員会を設置し、保護者と職員OBから委員を選出し、年3回「第三者委員会」を開催しています。
引き続き適切な対応に努めてまいります。

以 上